

琴浦町告示第116号

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から令和7年11月26日付鳥農機構第381号で申請のあった農用地利用集積等促進計画を令和7年11月28日認可したので、同条第7項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年11月28日

琴浦町長 福本 まり子



※ 公告には、農用地利用集積等促進計画の他、以下の書類を添付する。

区 分	添付する書類の名称
賃貸借・使用貸借	農用地利用集積等促進計画に係る条件等
売買	1 共通事項（地権者から機構への所有権移転関係） 2 共通事項（機構から耕作者への所有権移転関係）

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	農振 の 区分	地権者が機構に設定する権利					機構が耕作者に設定する権利					借受経営体 の 名称	千 番 号	住所	経営 体 の 区分 (注2)	経営 体 の 機構 利用 の有 無	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考	
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)							新規	更新	付替				
1	琴浦町	田越	御越シ頭	751	畑	畑	飼料畑	2,764	2,764	青	R7.12.1	R17.11.30	10年0ヶ月	5,000	13,820	R7.12.1	R17.11.30	10年0ヶ月	5,000	13,820	川本 潤一郎	689-2353	鳥取県東伯郡琴浦町大字三保154番地	①	有	○	○				八橋	①	
2	琴浦町	八橋	岩船山	3464-40	畑	畑	飼料畑	9,791	8,500	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	5,000	42,500	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	5,000	42,500	天野 光雄	689-2306	鳥取県東伯郡琴浦町大字笠見35番地	①	有	○	○				八橋	①	
3	琴浦町	下大江	六反田	572	田	田	普通畑	3,813	3,813	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	5,245	20,000	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	5,245	20,000	岡本 薫	689-2314	鳥取県東伯郡琴浦町大字下大江424番地	①	有	○	○				下郷	①	
4	琴浦町	出上	慶雲	5-5	畑	畑	普通畑	1,258	1,258	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	7,949	10,000	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	7,949	10,000	松田 宏	689-2511	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上59番地	①	有	○	○				成美	①	
5	琴浦町	槻下	駕籠据場	2543	畑	畑	普通畑	1,732	1,732	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	6,928	12,000	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	6,928	12,000	株式会社 ファーム山脇	689-2223	鳥取県東伯郡北栄町大字813番地6			○	○				浦安	①	
6	琴浦町	宮場	下毛河原	420-1	田	田	飼料畑	2,907	2,907	青	R7.12.1	R17.3.31	9年4ヶ月	6,946	20,192	R7.12.1	R17.3.31	9年4ヶ月	6,946	20,192	高濱 弘一	689-2224	鳥取県東伯郡北栄町妻波1232番地1	①		○	○				古布庄	①	
7	琴浦町	宮場	下毛河原	421	田	田	飼料畑	1,628	1,628	青	R7.12.1	R17.3.31	9年4ヶ月	6,946	11,308	R7.12.1	R17.3.31	9年4ヶ月	6,946	11,308	高濱 弘一	689-2224	鳥取県東伯郡北栄町妻波1232番地1	①		○	○				古布庄	①	
8	琴浦町	森藤	宮城	838	田	田	飼料畑	561	561	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	8,000	4,488	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	8,000	4,488	陰山 大輔	689-2321	鳥取県東伯郡琴浦町大字森藤80番地	①	有	○	○				下郷	①	
9	琴浦町	森藤	宮城	833	田	田	飼料畑	802	802	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	8,000	6,416	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	8,000	6,416	陰山 大輔	689-2321	鳥取県東伯郡琴浦町大字森藤80番地	①	有	○	○				下郷	①	
10	琴浦町	森藤	宮城	834	田	田	飼料畑	1,262	1,262	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	8,000	10,096	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	8,000	10,096	陰山 大輔	689-2321	鳥取県東伯郡琴浦町大字森藤80番地	①	有	○	○				下郷	①	
11	琴浦町	森藤	宮城	835	田	田	飼料畑	603	603	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	8,000	4,824	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	8,000	4,824	陰山 大輔	689-2321	鳥取県東伯郡琴浦町大字森藤80番地	①	有	○	○				下郷	①	
12	琴浦町	森藤	宮城	836	田	田	飼料畑	986	986	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	8,000	7,888	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	8,000	7,888	陰山 大輔	689-2321	鳥取県東伯郡琴浦町大字森藤80番地	①	有	○	○				下郷	①	
13	琴浦町	金屋	一本松	137-1	畑	畑	飼料畑	5,537	5,537	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	6,000	33,222	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	6,000	33,222	株式会社 中原 牧場	689-2312	鳥取県東伯郡琴浦町大字金屋343番地	①	有	○	○				浦安	①	
14	琴浦町	金屋	櫻ノ木	531	田	田	飼料畑	1,531	1,531	青	R7.12.1	R17.11.30	10年0ヶ月	6,500	9,952	R7.12.1	R17.11.30	10年0ヶ月	6,500	9,952	株式会社 中原 牧場	689-2312	鳥取県東伯郡琴浦町大字金屋343番地	①	有	○	○				浦安	①	
15	琴浦町	中尾	中峯	1133	畑	畑	飼料畑	857	857	青	R7.12.1	R17.11.30	10年0ヶ月	6,500	5,571	R7.12.1	R17.11.30	10年0ヶ月	6,500	5,571	株式会社 中原 牧場	689-2312	鳥取県東伯郡琴浦町大字金屋343番地	①	有	○	○				浦安	①	
16	琴浦町	金屋	大林	761	畑	畑	飼料畑	1,478	1,478	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	6,000	8,868	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	6,000	8,868	株式会社 中原 牧場	689-2312	鳥取県東伯郡琴浦町大字金屋343番地	①	有	○	○				浦安	①	
17	琴浦町	金屋	竹山	104-2	畑	畑	飼料畑	5,671	5,671	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	6,000	34,026	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	6,000	34,026	株式会社 中原 牧場	689-2312	鳥取県東伯郡琴浦町大字金屋343番地	①	有	○	○				浦安	①	
18	琴浦町	金屋	竹山	104-3	畑	畑	飼料畑	294	294	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	6,000	1,764	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	6,000	1,764	株式会社 中原 牧場	689-2312	鳥取県東伯郡琴浦町大字金屋343番地	①	有	○	○				浦安	①	
19	琴浦町	金屋	竹山	104-4	畑	畑	飼料畑	575	575	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	6,000	3,450	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	6,000	3,450	株式会社 中原 牧場	689-2312	鳥取県東伯郡琴浦町大字金屋343番地	①	有	○	○				浦安	①	
20	琴浦町	金屋	竹山	104-5	畑	畑	飼料畑	1,342	1,342	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	6,000	8,052	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	6,000	8,052	株式会社 中原 牧場	689-2312	鳥取県東伯郡琴浦町大字金屋343番地	①	有	○	○				浦安	①	
21	琴浦町	金屋	竹山	104-6	畑	畑	飼料畑	680	680	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	6,000	4,080	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	6,000	4,080	株式会社 中原 牧場	689-2312	鳥取県東伯郡琴浦町大字金屋343番地	①	有	○	○				浦安	①	
22	琴浦町	法万	北田河原	666	田	田	水稻	1,363	1,363	青	R7.12.1	R10.11.30	3年0ヶ月	7,000	9,541	R7.12.1	R10.11.30	3年0ヶ月	7,000	9,541	箱木 功	689-2325	鳥取県東伯郡琴浦町大字法万66番地			○	○				古布庄	①	
23	琴浦町	八橋	龍王頭	2481-14	畑	畑	普通畑	825	825	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	4,110	3,390	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	4,110	3,390	中本 敏彦	689-2301	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋2441番地1	①		○	○				八橋	①	
24	琴浦町	八橋	龍王頭	2481-17	畑	畑	普通畑	605	605	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	4,110	2,486	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	4,110	2,486	中本 敏彦	689-2301	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋2441番地1	①		○	○				八橋	①	

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	農振 の 区分	地権者が機構に設定する権利					機構が耕作者に設定する権利					借受経営体 の 名称	〒番号	住所	経営体 の 区分 (注2)	経営体 の 機構 利用の 有無	添付書 類省略 の 区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の 地区	契約 区分 (注4)	備考	
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)							新規	更新	付替				
25	琴浦町	八橋	龍王頭	2481-18	畑	畑	普通畑	3,813	3,813	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	4,110	15,670	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	4,110	15,670	中本 敏彦	689-2301	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋2441番地1	①		○	○				八橋	①	
26	琴浦町	八橋	龍王頭	2482-5	畑	畑	普通畑	2,057	2,057	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	4,110	8,454	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	4,110	8,454	中本 敏彦	689-2301	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋2441番地1	①		○	○				八橋	①	
27	琴浦町	三本杉	上中河原	1323	原野	畑	普通畑	4,581	4,581	青	R7.12.1	R17.11.30	10年0ヶ月	0	0	R7.12.1	R17.11.30	10年0ヶ月	0	0	特定非営利活動法人マサムネ	683-0004	鳥取県米子市上福原6丁目4番17号			○	○				古布庄	①	解除条件付
28	琴浦町	田越	屋ノブ峯	124-1	畑	畑	飼料畑	2,416	2,416	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	0	0	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	0	0	天野 光雄	689-2306	鳥取県東伯郡琴浦町大字笠見35番地	①	有	○	○				八橋	①	
29	琴浦町	高岡	下高岡	317-1	田	田	水稲	1,805	1,805	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	0	0	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	0	0	鳥飼 勇夫	689-2523	鳥取県東伯郡琴浦町大字高岡380番地			○	○				以西	①	
30	琴浦町	田越	西川	549	田	田	普通畑	2,390	2,390	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	0	0	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	0	0	信組 信幸	689-2352	鳥取県東伯郡琴浦町大字浦安489番地2豊田アパート		有	○	○				八橋	①	
31	琴浦町	西宮	前野	776-140	畑	畑	普通畑	1,557	1,557	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	0	0	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	0	0	竹田 秀則	689-2352	鳥取県東伯郡琴浦町大字浦安366番地1	①	有	○	○				成美	①	
32	琴浦町	赤碕	西観音堂	931	田	田	水稲	1,548	1,548	青	R7.12.1	R8.11.30	1年0ヶ月	0	0	R7.12.1	R8.11.30	1年0ヶ月	0	0	福本 光秋	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1861番地28			○	○				赤碕	①	
33	琴浦町	梅田	三反田	57-2	田	田	水稲	1,535	1,535	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	0	0	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	0	0	藤原 正太	689-3125	鳥取県西伯郡大山町下市844番地35			○	○				安田	①	
34	琴浦町	梅田	下乳母ヶ谷	74	田	田	水稲	1,461	1,461	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	0	0	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	0	0	澤田 博信	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1800番地15			○	○				安田	①	
35	琴浦町	梅田	下乳母ヶ谷	75	田	田	水稲	1,484	1,484	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	0	0	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	0	0	澤田 博信	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1800番地15			○	○				安田	①	
36	琴浦町	八橋	古川	2036-1	田	田	水稲	2,763	2,763	青	R7.12.1	R10.11.30	3年0ヶ月	0	0	R7.12.1	R10.11.30	3年0ヶ月	0	0	大下 由起也	689-2301	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1986番地			○	○				八橋	①	
37	琴浦町	八橋	古川	2036-2	田	田	水稲	1,727	1,727	青	R7.12.1	R10.11.30	3年0ヶ月	0	0	R7.12.1	R10.11.30	3年0ヶ月	0	0	大下 由起也	689-2301	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1986番地			○	○				八橋	①	
38	琴浦町	八橋	御敷田	2100-8	田	田	水稲	586	586	青	R7.12.1	R10.11.30	3年0ヶ月	0	0	R7.12.1	R10.11.30	3年0ヶ月	0	0	大下 由起也	689-2301	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1986番地			○	○				八橋	①	
39	琴浦町	八橋	御敷田	2100-9	田	田	水稲	1,740	1,740	青	R7.12.1	R10.11.30	3年0ヶ月	0	0	R7.12.1	R10.11.30	3年0ヶ月	0	0	大下 由起也	689-2301	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1986番地			○	○				八橋	①	
40	琴浦町	八橋	御敷田	2100-29	田	田	水稲	4,22	4,22	青	R7.12.1	R10.11.30	3年0ヶ月	0	0	R7.12.1	R10.11.30	3年0ヶ月	0	0	大下 由起也	689-2301	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1986番地			○	○				八橋	①	
41	琴浦町	八橋	御敷田	2100-31	田	田	水稲	77	77	青	R7.12.1	R10.11.30	3年0ヶ月	0	0	R7.12.1	R10.11.30	3年0ヶ月	0	0	大下 由起也	689-2301	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1986番地			○	○				八橋	①	
42	琴浦町	杉下	八橋野	455-251	畑	畑	普通畑	7,466	6,730	青	R7.12.1	R17.11.30	10年0ヶ月	0	0	R7.12.1	R17.11.30	10年0ヶ月	0	0	有限会社 岸田牧場	689-2313	鳥取県東伯郡琴浦町大字杉下455番地149	①	有	○	○				下郷	①	
43	琴浦町	金屋	八橋野	1-1	牧場	採草放牧地	普通畑	17,332	12,117	青	R7.12.1	R17.11.30	10年0ヶ月	0	0	R7.12.1	R17.11.30	10年0ヶ月	0	0	有限会社 岸田牧場	689-2313	鳥取県東伯郡琴浦町大字杉下455番地149	①	有	○	○				浦安	①	
44	琴浦町	金屋	八橋野	1-27	牧場	畑	普通畑	5,865	5,865	青	R7.12.1	R17.11.30	10年0ヶ月	0	0	R7.12.1	R17.11.30	10年0ヶ月	0	0	有限会社 岸田牧場	689-2313	鳥取県東伯郡琴浦町大字杉下455番地149	①	有	○	○				浦安	①	
45	琴浦町	金屋	八橋野	1-28	宅地	畑	普通畑	2,338.85	2,338.85	青	R7.12.1	R17.11.30	10年0ヶ月	0	0	R7.12.1	R17.11.30	10年0ヶ月	0	0	有限会社 岸田牧場	689-2313	鳥取県東伯郡琴浦町大字杉下455番地149	①	有	○	○				浦安	①	
46	琴浦町	金屋	八橋野	1-29	畑	畑	普通畑	4,940	4,940	青	R7.12.1	R17.11.30	10年0ヶ月	0	0	R7.12.1	R17.11.30	10年0ヶ月	0	0	有限会社 岸田牧場	689-2313	鳥取県東伯郡琴浦町大字杉下455番地149	①	有	○	○				浦安	①	
47	琴浦町	金屋	八橋野	1-31	牧場	畑	普通畑	2,928	2,928	青	R7.12.1	R17.11.30	10年0ヶ月	0	0	R7.12.1	R17.11.30	10年0ヶ月	0	0	有限会社 岸田牧場	689-2313	鳥取県東伯郡琴浦町大字杉下455番地149	①	有	○	○				浦安	①	
48	琴浦町	金屋	八橋野	1-32	牧場	畑	普通畑	1,115	931	青	R7.12.1	R17.11.30	10年0ヶ月	0	0	R7.12.1	R17.11.30	10年0ヶ月	0	0	有限会社 岸田牧場	689-2313	鳥取県東伯郡琴浦町大字杉下455番地149	①	有	○	○				浦安	①	

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	農振 の 区分	地権者が機構に設定する権利					機構が耕作者に設定する権利					借受経営体の 名称	〒番号	住所	経営体 の区分 (注2)	経営体 の機構 利用の 有無	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考	
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)							新規	更新	付替				
49	琴浦町	湯坂	中才	381-182	畑	畑	普通畑	1,001	1,001	青	R7.12.1	R17.11.30	10年0ヶ月	0	0	R7.12.1	R17.11.30	10年0ヶ月	0	0	株式会社 地輝	689-2535	鳥取県東伯郡琴浦町大字尾張135番地	①	有	○	○				安田	①	
50	琴浦町	湯坂	中才	381-205	畑	畑	普通畑	4,232	4,232	青	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	0	0	R7.12.1	R12.11.30	5年0ヶ月	0	0	株式会社 地輝	689-2535	鳥取県東伯郡琴浦町大字尾張135番地	①	有	○	○				安田	①	
51	琴浦町	竹内	中峯	821-5	畑	畑	普通畑	1,368	1,368	青	R7.12.1	R10.10.31	2年11ヶ月	0	0	R7.12.1	R10.10.31	2年11ヶ月	0	0	株式会社 地輝	689-2535	鳥取県東伯郡琴浦町大字尾張135番地	①	有	○	○				以西	①	
52	琴浦町	竹内	中峯	821-9	原野	畑	普通畑	347	347	青	R7.12.1	R10.10.31	2年11ヶ月	0	0	R7.12.1	R10.10.31	2年11ヶ月	0	0	株式会社 地輝	689-2535	鳥取県東伯郡琴浦町大字尾張135番地	①	有	○	○				以西	①	
53	琴浦町	竹内	中峯	821-8	原野	畑	普通畑	347	347	青	R7.12.1	R10.10.31	2年11ヶ月	0	0	R7.12.1	R10.10.31	2年11ヶ月	0	0	株式会社 地輝	689-2535	鳥取県東伯郡琴浦町大字尾張135番地	①	有	○	○				以西	①	
54	琴浦町	竹内	中峯	821-50	畑	畑	普通畑	1,497	1,497	青	R7.12.1	R10.10.31	2年11ヶ月	0	0	R7.12.1	R10.10.31	2年11ヶ月	0	0	株式会社 地輝	689-2535	鳥取県東伯郡琴浦町大字尾張135番地	①	有	○	○				以西	①	
55	琴浦町	宮木	勝躰谷	1-6	畑	畑	普通畑	456	446	青	R7.12.1	R10.10.31	2年11ヶ月	0	0	R7.12.1	R10.10.31	2年11ヶ月	0	0	株式会社 地輝	689-2535	鳥取県東伯郡琴浦町大字尾張135番地	①	有	○	○				以西	①	
56	琴浦町	宮木	勝躰谷	1-7	畑	畑	普通畑	495	495	青	R7.12.1	R10.10.31	2年11ヶ月	0	0	R7.12.1	R10.10.31	2年11ヶ月	0	0	株式会社 地輝	689-2535	鳥取県東伯郡琴浦町大字尾張135番地	①	有	○	○				以西	①	
57	琴浦町	宮木	勝躰谷	1-8	原野	畑	普通畑	862	862	青	R7.12.1	R10.10.31	2年11ヶ月	0	0	R7.12.1	R10.10.31	2年11ヶ月	0	0	株式会社 地輝	689-2535	鳥取県東伯郡琴浦町大字尾張135番地	①	有	○	○				以西	①	
58	琴浦町	宮木	勝躰谷	1-9	原野	畑	普通畑	674	674	青	R7.12.1	R10.10.31	2年11ヶ月	0	0	R7.12.1	R10.10.31	2年11ヶ月	0	0	株式会社 地輝	689-2535	鳥取県東伯郡琴浦町大字尾張135番地	①	有	○	○				以西	①	
59	琴浦町	宮木	勝躰谷	1-10	原野	畑	普通畑	495	495	青	R7.12.1	R10.10.31	2年11ヶ月	0	0	R7.12.1	R10.10.31	2年11ヶ月	0	0	株式会社 地輝	689-2535	鳥取県東伯郡琴浦町大字尾張135番地	①	有	○	○				以西	①	
60	琴浦町	西宮	高野	777-32	畑	畑		638	590	青	R7.12.1	R13.3.31	5年4ヶ月	0	0																成美	②	再生事業

○注記ごとに該当する記号を記載

注1 ①機構を介して賃料を授受。 ②地権者と耕作者が賃料を直接授受。

注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者 ⑥その他

注3 市町村で「添付書類(賃借権、使用貸借等)チェックリスト」により確認が行われた場合は【○】。「農用地利用集積等促進計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等(農業経営の状況)」は添付されたものとみなす。

注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。

○農用地利用集積等促進計画に係る条件等

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、農用地利用集積等促進計画に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「乙」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「丙」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地（以下「当該土地」という。）について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該土地を丙が適正に利用していないと乙が認めたとき。

イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）（以下「法」という。）第 21 条第 1 項の規定による報告を丙がしないとき。

ウ （8）イに該当する違反があったとき。

(2) 借賃の支払

ア 乙を介した借賃授受の場合、丙は乙の指定する期日までに乙の指定する口座に 1 年間分の借賃を支払い、乙は、乙に賃借権の設定等する者（以下「甲」という。）の指定する口座に 1 年間分の借賃を支払う。

イ 甲と丙が借賃の直接授受の場合は、別に定めるところによる。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、(2) に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び丙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(4) 借賃の改訂

ア この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第 52 条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

イ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額される。この場合において、借賃の減額時期は、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めることができる。

(5) 境界の明示

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、隣地との境界を明らかにする。

(6) 転貸又は譲渡

丙は、本計画により権利の設定若しくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(7) 遅延損害金

ア 丙は、(3) により支払を猶予した場合を除き、(2) アに定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和 2 7 年鳥取県条例第 4 5 号）第 3 条の規定に準じて計算して得た額とする。

ウ 借賃の受渡を甲及び丙が直接行う場合は、借賃に関する債権及び債務は甲と丙の間で存在し乙は一切の債権及び債務を有さず、借賃の未払及び遅延損害等借賃授受に係る問題が生じた場合は甲と丙で解決することとし、乙は関与しないものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において甲が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で乙及び甲の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙と協議のうえ甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙及び甲の同意無く、当該土地の改良及び盛土（客土を含む）、中畔の撤去等の形質を変更、構造物の撤去をしてはならない。（ただし、排水対策等の為の明渠の設置は除く。）

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、丙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

(9) 附属物の設置等

ア 丙が当該土地に附属物の設置を行うことについて、事前に甲及び乙の同意を得なければならない。

イ アに基づき丙が附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は丙が負い、収去に要した経費も丙の負担とする。ただし、甲及び乙が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、丙は収去の義務を負わない。

ウ 権利の存続期間が満了するときは、丙は、その満了の日までに、当該土地を現状に回復する。ただし、附属物を収去しないことへの同意が得られている場合又は当該土地に生じた形質の変更が災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合においては、乙及び丙は、原状回復の義務を負わない。

(10) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、甲が負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、丙が別途定めるところによる。

エ その他当該土地の通常維持管理に要する経費は、丙の負担とする。

(11) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに甲の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(12) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から 3 0 日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲、乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、丙及び鳥取県が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 権利取得者の責務

ア 丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙が報告を求めた場合、丙は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 21 条第 1 項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、乙に報告しなければならない。

(15) 機構関連事業について

当該土地のうち、15 年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業が行われることがある。”

(16) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び内容に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定める。

1 共通事項（地権者から機構への所有権移転関係）

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、本計画に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 所有権の移転

本計画に記載された土地（以下「当該土地」という。）の所有権は、本計画の公告があり、本計画に記載された所有権移転の時期に移転する。

(2) 農用地利用集積等促進計画に定められた法律関係の失効

本計画に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る本計画に基づく法律関係は失効する。

(3) 所有権以外の権利の消滅

当該土地に第三者のための担保物件等が設定されているときは、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「乙」という。）に所有権を移転する者（以下「甲」という。）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されている場合は、本計画に記載された所有権移転の時期までにその登記を消滅しなければならない。

(4) 障害の除去等

ア 甲は、当該土地の引渡しの時期までに、土石、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等であって農地としての利用に支障を来すもの（以下「障害」という。）を当該土地から除去したうえで乙に引渡す。

イ 当該土地の引渡し後においてアの障害が判明したときは、乙は相当な期間を定めて甲に対し障害の除去（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

ウ 甲の行う履行の追完は、乙が指定した方法により行わなければならない。

エ 甲が乙の定めた相当の期間内に履行の追完を行わないときは、乙は催告することなくその障害の程度に応じた対価の減額請求、本計画により成立した法律関係の解除及び乙に生じた一切の損害の賠償を請求することができる。

(5) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡しの時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明らかにする。

(6) 禁止行為

甲は、当該土地の引渡しの時期までに、次に掲げる行為をしてはならない。

ア 当該土地に地上権、抵当権、賃借権、その他所有権以外の権利を設定すること。

イ 当該土地に構築物を設置すること。

ウ 当該土地の形質を変更すること。

(7) 租税公課の負担

当該土地に係る土地改良区負担金等の経費等は、その所有権移転の時期の属する年度については、甲が負担するものとし、乙は本計画に記載された対価以外一切の債務及び経費等負担は行わない。

(8) 所有権の移転の登記

本計画による所有権の移転の登記に必要な甲に関する証明書等については、甲の費用負担により甲は乙に提出しなければならない。

(9) 債務不履行による法律関係の解除

ア 乙は、甲が本計画に基づく義務を履行しないときは、本計画によって成立した法律関係を解除することができる。

イ 乙は、アにより法律関係を解除したときは、甲に対して損害賠償金の支払を請求することができる。

(10) 土地の滅失等

本計画の公告後、当該土地の引渡しの時期までの間に、天災その他、甲及び乙の責に帰すべからざる事由により当該土地の全部又は一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合は、乙は本計画により成立する法律関係を解除することができる。

(11) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議する。

2 共通事項（機構から耕作者への所有権移転関係）

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、本計画に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 所有権の移転
本計画に記載された土地（以下「当該土地」という。）の所有権は、本計画の公告があり、本計画に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払を完了したときは、その所有権移転の時期に移転する。
- (2) 農用地利用集積等促進計画に定められた法律関係の失効
本計画に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る本計画に基づく法律関係は失効する。
- (3) 対価の増減額請求
公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）から所有権の移転を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地の本計画に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、対価の増減を請求しない。
- (4) 租税公課の負担
当該土地に係る土地改良区負担金等の経費等は、乙が負担する。
- (5) 所有権の移転の登記
本計画による所有権の移転の登記に必要となる乙に関する証明書等については、乙の費用負担により乙は甲に提出しなければならない。
- (6) 債務不履行による法律関係の解除
ア 甲は、乙が本計画に基づく義務を履行しないときは、本計画によって成立した法律関係を解除することができる。
イ 甲は、アにより法律関係を解除したときは、乙に対して損害賠償金の支払を請求することができる。
- (7) 土地の滅失等
本計画の公告後、当該土地の引渡しの時期までの間に、天災その他、甲及び乙の責に帰すべからざる事由により当該土地の全部又は一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合は、甲は本計画により成立する法律関係を解除することができる。
- (8) 買戻特約
乙が当該土地に設定する所有権移転の時期から5年を経過するまでの間において耕作をしないと認められる場合、甲は当該土地の買戻しをすることができる。
- (9) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議する。